フィルハーモニア・アンサンブル・アトラース規約（案）

（名称）
第１条
本団は、正式名として
「フィルハーモニア・アンサンブル・アトラース」
（以下「本団」という。）と称する。
なお、本団の英語での表記は「Philharmonia Ensemble Atlas」とする。
また、略称として「アトラース」「アトラース・フィル」とする。

（事務局）
第２条
本団の事務局を佐賀県嬉野市嬉野町下野丙1388-1に置く。
事務局は以下の役割を持つ。
（１）　本団の運営に関する事務全般
（２）　団統括のための実質作業
（３）　細則の運用・管理
（４）　各種会議の企画、招集
（５）　依頼演奏の仲介、対外活動等

（目的）
第３条
本団は、佐賀県及びその近県を中心にゲーム音楽を中心とした運営・企画に基づく演奏及び創作活動を行い、近隣住民の音楽文化の発展に音楽集団としての社会貢献活動で寄与するとともに団員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）
第４条
本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）定期練習（毎月２回）
（２）臨時および特別練習（必要に応じて別に定める）
（３）本団企画による演奏会（定期演奏会・ファミリーコンサート他）
（４）依頼演奏業務・CSO活動・市民音楽活動（慰問・地域演奏・他）
（５）コンクール出場（吹奏楽コンクール他）
（６）講習会・研究会等、普及活動

（７）団員相互の親睦活動
（８）他団体との交流
（９）その他、目的の範囲内において適当と認めた事業

（団員）
第５条
１．本団の演奏活動等に参加する者を「団員」と定め、本規約への同意をもって所定の手続きを経て団員となる。また団員の種類を次の通りとする。

(1) 正 団 員 団活動に参加できる者。
(2) 準 団 員 特定の団活動に参加できる者又は、事務局が認めた者。
(3) 学生団員 高校生以下の学生で、団活動に参加できる者。
（保護者同伴を要す）
(4) 賛助団員 個人又は法人で、本団の趣旨に賛同し、団活動を後援する者。または、運営委員会の要請の助言により団が認めた者。

２．団員となる者への本規約に対する同意確認は楽団総会ごとに行う。
３．団員は、円滑な団の経営に参与するものとし、前条に規定した事業の執行に協力すべき義務を負う。

（エキストラ）
第６条
１．本団の演奏活動等に、必要に応じ（役職名）が要請し、臨時に参加する者を「エキストラ」と定める。
２．エキストラの身分については「フィルハーモニア・アンサンブル・アトラースに関する規則」において定める。

（入団、休団および退団）
第７条
入団、休団および退団は書面により届け出を行い、事務局の承認を得なければならない。

(1) 入団：入団を希望する場合は、入団届を総務経由で事務局へ提出する。（高校生以下の場合は保護者の承諾が必要。）入団月から団費を支払う。
(2) 休団：長期欠席（やむを得ない事情で3 ヶ月以上）の場合は、事前に休団届を総務経由で事務局へ提出する事で、申請期間中

の団費免除とする。
（3）　退団：やむなく退団する場合は、退団届を総務経由で事務局へ提出する。
受理された日をもって退団とするが、未納の団費がある場合は、全額精算したのちの退団とする。
また、団費を6 ヶ月以上滞納した場合場合は、事務局による協議を行い、除名処分とする場合がある。

（除名）
第８条
団員が、団の名誉を著しく傷つけたと認められるとき、その他団の運営及び活動に著しく支障をきたす行為をしたと認められるときは、運営委員会の決定により、団員としての身分を取り消すことができる。この場合、運営委員会の決定に先立ち、身分を取り消されるべき者には弁明の機会が与えられなければならない。

（免責）
第９条
１．団員が本団の活動等において、故意または過失により第三者に損害を与えた場合について、本団は責任を負わないものとする。
２．本団は、演奏活動等に関して団員個人が負担すべき費用等については、これを負担しない。

（経費）
第１０条
本団の経費は、団費・補助金・寄付金・その他の事業収入をもってこれに充てる。

（団費）
第１１条
（１）　正 団 員　　月額 1,000円
（２）　準 団 員　　月額 1,000円
（３）　学生団員　　月額 1,000円
（４）　賛助団員　　　別途規定を定める。
＊ 毎月団員個々に会計へ渡す。
＊ 月初から当月分の徴収を行う。
＊ 演奏会等により、別途徴収する場合もある。

又、団員は各演奏会の開催につき本団が定めた割当金を定められた期間内に支払わければならない。ただし代表の判断により、必要に応じて割当金の減額を行うことができる。

（会計年度）
第１２条
本団の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月３１日に終わることとする。

（機関）
第１３条
本団は、最高決定機関として団員総会を置く。また、経営機関として運営委員会を置き、常務処理機関として事務局を設置する。

（会議）
第１４条
本団は次の会議を持ち、以下の役割を持つ。
（１）総 会
構成員は第５条に定める正団員・準団員・学生団員とし、事務局がこれを招集する。
１．　役員・事業・会計の報告、承認
２．　規約の改正についての立案、承認
（２）運営委員会議
構成員は第１５条に定める代表、副代表、事務局長、および会計とし事務局がこれを招集する。
１　　事業の遂行に関する立案
２　　会計の運用に関する立案
３　　細則の立案
４　　各種事案の報告等
（３）会議規則
１．団員総会は、年一回の総会のほか、団員の５分の１以上から要請があった場合その他代表が必要と認めた場合に臨時総会を開催することができる。
２．団員総会は代表が招集し、代表が議長となる。
３．団員総会は団員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、その議決は規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数の同意をもって成立する。

４．規約の改廃及び本団の解散についての議決は、団員総会出席者の３分の２上の同意をもって成立する。

（役員と任務）
第１５条
本団には次の役員を置き、任期は１年とし、再任、兼務を妨げない。補欠又は増員された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。なおその任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。
（１）代 表 ： １名、 副代表 １名
代表は、本団を代表し、団の総責任者としての責任と決定権を持ち、細則の承認を行う。
副代表は、団長を補佐し、非常時には団長の責務を代行する。
（２）会 計 ：1名
団費の出納および各事業において発生する特別な費用の出納に責任を持つ。
（３）事務局長 ：１名
事務局を統括し第２条１項から５項までの業務に責任を持つ。

また役員は立候補及び推薦にて総会で選出する。

（監査）
第１６条
１．監査役１名を置き、団の会計監査及び業務監査をする。
２．監査役の任期は１年とする。ただし、任期が満了した者は、後任の者が就任するまで職務を継続しなければならない。再任はこれを妨げない。
３．監査役は運営委員会に出席し意見を述べることができる

（付則）
第１７条
本規約の遂行に必要な細則は、事務局及び運営委員会議で立案し、代表の承認にて決定する。

第１８条
本規約の改廃は、総会の決議を要する。

第１９条
本規約に定めない事項については、事務局に一任する。

第２０条
本規約は、平成２８年１０月１５日よりこれを施行する。